

「熱中症予防管理者 労働衛生教育」のご案内

近年、熱中症による死亡災害は年間30人（全国）を超え、気候変動の影響により更なる増加も懸念されます。死亡災害の殆どで「初期症状の放置・対応の遅れ」が見受けられており、十分な知識を有する管理者の的確な対応・作業管理が不可欠となります。

このため、厚生労働省の通達では、高温多湿作業場所などの管理者に対する教育を行うことを求めています。管理者に必要な教育を実施し、熱中症対策を徹底しましょう。

なお、6月に改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症対策が義務付けられる予定です。

記

1 日程・会場

第1回目 日程：令和7年5月14日（水）12:50～17:00 定員50名

会場：㈱神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティセンター

神戸市灘区浜田町4-1、阪神「新在家駅」下車、南へ徒歩約7分（下記地図①）

第2回目 日程：令和7年6月16日（月）12:50～17:00 定員20名

会場：神戸東労働基準協会 研修室

神戸市中央区八幡通3-2-5 IN 東洋ビル6F

各線「三宮駅」下車、南へ徒歩約8分（下記地図②）

2 講習科目・時間割（受付開始12:30～）

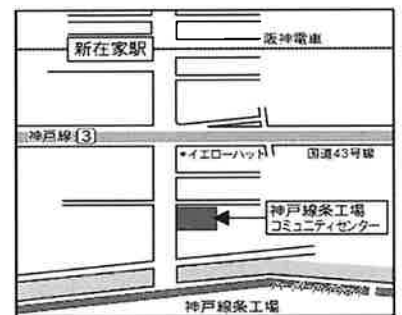
12:50～13:00 開会・オリエンテーション

13:00～13:30 熱中症の症状

13:30～16:10 熱中症の予防方法（途中休憩含む） 地図①

16:20～16:50 緊急時の救急処置、熱中症の事例

16:50～17:00 修了証交付



3 受講料（テキスト代1,540円込・消費税込）

神戸東・神戸西 労働基準協会員 8,580円

非会員 10,780円 地図②

受講料は、申込から15～20日以内をメドに以下の口座に振込願います。振込手数料はご負担下さい。

ただし、締切直前の申込の場合は、講習5日前までに振込願います。

振込先：【三井住友銀行 三宮支店 普通預金 3192216 神戸東労働基準協会】

4 申込方法： 当協会HPからWEB申込（申込締切：各講習開催日の1週間前）

5 携行品： 受講票、筆記用具、本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）

6 その他 ①遅刻、早退等は受講時間不足となり、原則修了証は交付できません。

②納入された受講料は、原則返金いたしません。但し、受講者の変更は受講日の5日前までに申出下さい。

③会場には公共交通機関でお越しください。自動車、バイク、自転車の駐車場無し。

④ご提出の個人情報は協会が責任を持って管理し、本講習以外の目的に使用しません。



労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならないものとする。

二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならないものとする。

第二 施行期日

この省令は、令和七年六月一日から施行すること。